

とちぎのヘルシーグルメ推進店登録制度実施要領

1 趣旨

県民一人ひとりの食塩摂取量の減少及び野菜摂取量の増加をはじめとする食生活の改善を促進するため、栄養成分表示やヘルシーメニューの提供、ヘルシーオーダーの対応等、県民の健康づくりに配慮した食事を提供する飲食店等を「とちぎのヘルシーグルメ推進店」（以下、「推進店」という。）として登録・公表することにより、塩分が少なく栄養バランスのとれた食事がとれる環境を整備するとともに県民の推進店の利用促進を図り、健康長寿とちぎづくりの推進に資する。

2 実施主体

栃木県

3 対象店舗等

本事業の趣旨に賛同する次の対象店舗等が、4に定める項目を1項目以上実施する場合、申出により推進店として登録し、公表するものとする。

- (1) 飲食店（宅配含む）
- (2) 給食施設（事業所）
- (3) 宿泊施設（旅館・ホテル等）
- (4) スーパーマーケット
- (5) コンビニエンスストア
- (6) 弁当販売店（仕出し・持ち帰り）
- (7) 惣菜販売店
- (8) ファーストフード店

4 取組内容

対象店舗等が取り組む内容は次のとおりとする。

(1) 栄養成分表示

店舗等で提供する一人1食分に相当する分量の料理のうち、3品目以上（ただし、単品料理のみ取り扱う惣菜販売店等の場合5品目以上）について栄養成分の表示を行う。

ただし、提供する料理の品目数が3品目未満（単品料理のみ取り扱う店舗においては5品目未満）の場合は、全ての料理に表示する。

表示する成分等については別紙のとおりとする。

(2) ヘルシーメニューの提供

(1)の栄養成分表示を実施し、かつ、別紙に示す基準を満たしている料理（以下「ヘルシーメニュー」という。）を1品目以上提供する。

当該料理がヘルシーメニューである旨を、メニュー表や商品、店内の見やすい場所等に表示する。

当該料理が弁当の場合は、「とちぎヘルシー弁当」として提供することができる。

(3) ヘルシーオーダーへの対応

飲食店等において(1)の栄養成分表示を実施し、かつ、料理を注文時に、別紙に示す健康に配慮したサービスの提供を3要件以上行う。

5 登録の申請等

- (1) 推進店としての登録を希望する者は、登録申請書（別記様式1号）に取組状況報告書（別記様式2号）を付して栃木県保健福祉部健康増進課長（以下、「健康増進課長」という。）又は広域健康福祉センター所長宛て提出するものとする。（原則として、店舗等の所在市町を管轄する広域健康福祉センターに提出するものとする。ただし、宇都宮市に所在する店舗等や、複数の店舗等を異なる広域健康福祉センター管内に置く者が、それらを一括して登録することを希望する場合は、健康増進課長に提出する。）
- (2) 登録内容を変更する場合は、登録事項変更届（別記様式3号）を健康増進課長又は広域健康福祉センター所長宛て（提出窓口は(1)と同様とする。）に提出するものとする。
- (3) 登録を辞退する場合は、登録辞退届（別記様式4号）を健康増進課長又は広域健康福祉センター所長（提出窓口は前項と同様とする。）宛て提出するものとする。

6 審査及び登録

- (1) 健康増進課長又は広域健康福祉センター所長は、5の(1)に基づく申請があった場合は、申請内容を審査し、適当と認められるものについて登録するものとする。
5の(2)及び(3)についても、同様とする。
- (2) 健康増進課長又は広域健康福祉センター所長は、5の登録に基づき、ステッカーの交付を行う。ヘルシーメニューの基準を満たした弁当には、「とちぎヘルシー弁当」として、当該弁当への専用ロゴの使用を認めることとする。
- (3) 推進店は、店頭又は店の見やすい場所にステッカーを表示し、利用者に対する推進店のPRに努めるものとする。

7 更新

- (1) 登録の有効期間は、登録の日から3回目の3月31日までとする。登録の更新は、更新申請書（別記様式5号）に取組状況報告書（別記様式2号）を付して健康増進課長又は広域健康福祉センター所長（提出窓口は「5 登録の申込み等」と同様とする）宛て提出するものとする。
- (2) (1)の規定にかかわらず、健康増進課長又は広域健康福祉センター所長は必要に応じ、推進店の状況を確認することができる。

8 登録の取消し

健康増進課長又は広域健康福祉センター所長は、推進店が登録を辞退した場合、この要領で定める活動を行わないことが明らかになった場合、法令に違反した場合、その他推進店として適当でなくなったと認められる場合に、登録を取り消すことができる。

健康増進課長又は広域福祉センター所長は、登録を取り消した場合は、別途通知する。

登録が取消しとなった推進店は、直ちにステッカーの掲示を中止するものとする。

9 県による支援

健康増進課又は推進店の住所地を所管する広域健康福祉センターは、推進店の登録等に関する相談に応じるとともに、必要な指導・支援を行うこととする。

10 県民に対する情報提供

- (1) 広域健康福祉センターは、管内の推進店について、健康増進課が運営するホームページに情報を掲載するとともに、管内市町の広報媒体等を活用し、管内県民に情報提供するものとする。
- (2) 健康増進課は県内の推進店について、健康増進課が運営するホームページ上で周知を図るとともに、県の広報媒体等を活用し、広く県民に情報提供する。

11 台帳整理と報告

広域健康福祉センターは、推進店の登録情報を台帳で管理する。台帳は、登録等のあった翌月 10 日までに更新し、健康増進課宛て報告するものとする。

附則

この要領は、平成 27 年 11 月 2 日から適用する。

とちぎ健康 21 協力店登録要領は、平成 28 年 10 月 31 日をもって廃止する。ただし、同要領 5 の(1)に規定する新規の登録は、平成 27 年 11 月 1 日をもって、停止するものとする。

取組内容

対象店舗等が取り組む内容は次のとおりとする。

1 栄養成分表示 ※必須

店舗等で提供する一人1食分に相当する分量の料理のうち3品目以上（惣菜等単品料理では5メニュー以上。但し、提供する料理の品目数が3品目（単品料理のみ取り扱う店舗においては5品目）未満の場合は、全ての料理）について、店舗（施設）が独自に以下の栄養成分の栄養価を計算し、メニュー表やラベル等に表示する。

[表示する項目]

エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量

※なお、その他の栄養成分について表示することを妨げない。

[添付書類]

- (1) 栄養成分算定結果資料
- (2) 栄養成分表示を実施していることが確認できる資料（栄養成分表示の一例(写し)）

2 ヘルシーメニューの提供

栄養成分を表示し、かつ、以下に示す基準を満たしている料理（以下「ヘルシーメニュー」という。）を1品目以上提供する。

当該料理がヘルシーメニューである旨を、メニュー表や料理、店内の見やすい場所等に表示する。

[添付書類]

- (1) 栄養成分算定結果資料
- (2) 材料表（材料及び分量が栄養成分算定結果資料に記載されている場合は、省略可）
- (3) ヘルシーメニューの提供及び栄養成分表示を実施していることが確認ができる資料（ヘルシーメニューである旨の表示の一例(写し)、栄養成分表示の一例(写し)）

[ヘルシーメニューの基準]

区分	条件
主食、主菜、副菜を組み合わせた1食分の料理及び弁当（「とちぎヘルシー弁当」）	エネルギー 650kcal未満 野菜 120g以上 緑黄色野菜を含む2種類以上の野菜（いも類、きのこ類、海草類も含む） 食塩相当量 3g未満

3 ヘルシーオーダーへの対応

1の栄養成分表示を実施し、かつ以下に示す健康に配慮したサービスの提供を2区分以上において計3要件以上（規定する要件と同等以上と広域健康福祉センターが認める取組を含む）実施する。

なお、ヘルシーオーダーへの対応を実施する内容を、店内の見やすい場所に表示する。

[区分]

- (1) エネルギー控えめオーダー
- (2) 減塩オーダー
- (3) 脂肪控えめオーダー

[ヘルシーオーダーへの対応の要件]

	区分	要件
A	エネルギー控えめオーダー	<ul style="list-style-type: none"> ・ごはん・めん等、主食の量などを少なめに調整できる。 ・小盛り・ハーフサイズの設定がある。 など
B	減塩オーダー	<ul style="list-style-type: none"> ・うす味に調整できる。 ・みそ汁、漬物を果物等に変更できる。 ・しょうゆ、ソース等は別添えになっている。 ・減塩の調味料（減塩醤油、減塩みそ等）が使用できる。 など
C	脂肪控えめオーダー	<ul style="list-style-type: none"> ・ノンオイルドレッシング等を選択できる。 ・マヨネーズやドレッシング、タルタルソース等は、別添えになっている。 など

[添付書類]

- (1) 栄養成分算定結果資料
- (2) 栄養成分表示及びヘルシーオーダーへの対応を実施していることを確認できる資料(栄養成分表示の一例(写し)) 及びヘルシーオーダーへの対応項目の表示の一例(写し))